

保護者様

大阪市立淀川中学校
校長 二上 和正

平成31年度(2019年度)就学援助の申請について

平成31年度就学援助の申請される方は、「平成31年度(2019年度)就学援助制度のお知らせ」のパンフレットをよくお読みいただき、必要書類を淀川中学校へご提出ください。

提出書類

- ①平成31年度(2019年度)就学援助申請書兼世帯状況票
②申請理由を証明する書類(パンフレットP.2参照)
③就学援助費口座振替申出書(徴収金届出口座以外を利用する方のみ)

申請期間

3月1日(金)～6月28日(金)

申請区分	該当申請理由	申請期限	審査結果の通知
早期2(書類審査)	⑫以外	2019年3月15日(金)	5月末日予定
一般1(税情報利用)	①・⑫	2019年5月15日(水)	8月末日予定
一般2(書類審査)	全て	2019年6月28日(金)	

申請にあたっての注意点

- ◆申請理由によって、2018年度または2019年度いずれかに該当していればよいもの、申請日現在該当している必要があるものがありますので、ご注意ください。
- ◆申請書等は、在籍する学校につき1枚提出が必要です。小学校、中学校にそれぞれきょうだいが在籍している場合は双方にご提出ください。

よくある不備

●「ひとり親家庭」の確認書類がない

申請理由①市民税が非課税 ④国民年金保険料が減免 ⑤国民健康保険料が減免又は徴収猶予 ⑧「雇用保険被保険者手帳」を有する日雇労働 ⑫経済的に困窮し所得基準額以下で申請される方で、ひとり親家庭の場合はその確認書類も必要です。

参照：パンフレットP.5ひとり親家庭の確認

●住居が賃貸契約である確認書類がない

申請理由⑫で、「借家等」で申請される場合は、申請者(または生計を一にする方)が住居の賃貸契約者であることを証明する書類が必要です。

参照：パンフレットP.6「借家等」に関する確認書類

●所得の申告をしていないため、税情報で所得金額を確認できない

●扶養親族の所得0円の申告をしていないため、所得超過により否認定となる

税情報を利用される場合、市税事務所へ所得の申告をされていない方は所得金額の確認ができません。また、申請理由⑫の場合、「世帯状況」に記載の家族のうち平成12年4月1日以前に生まれた方は、税法上の扶養親族でも所得の申告をされていない場合は「所得が38万円ある」とみなし、世帯の合計所得額に合算されます。(所得がない場合は「ない」という申告が必要です。)

参照：パンフレットP.3・4「税情報の利用」及び「申請理由⑫で申請される方へ」

◆就学援助費の支給方法は、現金事故防止等の観点から、原則として銀行口座への振込によることとさせていただきます。（保護者名義のものに限ります。どこの金融機関でもかまいません。）

就学援助費の振込口座に 徴収金で使用する口座（北おおさか信用金庫）以外の口座を新たに利用される場合及び振込口座を変更される場合は、「口座振替申出書」の提出が必要です。

振込口座チェック欄（申請書下方・2 か所）に ☒ をしてください。

6	大・中 高 部	同居	市内・市外
委任状及び同意書			
就学援助認定後は、就学援助費の請求、受領、返納、物品購入等に関する権限を、校長を代理人と定め委任します。 又、支給される就学援助費については、直接、学校給食費、又は、学校徴収金の教材費、校外活動費、修学旅行費等に 充当することに予め同意します。			
申請者名			印
☒ 口座振替を希望する	☒ 徴収金届出口座を利用する。（保護者名義の場合のみ可）		
☐ 現金払いを希望する	☐ 就学援助届出口座を利用する。（新規・変更の場合は口座振替申出書の提出が必要。）		

1. 徴収金届出口座（北おおさか信用金庫）を利用する場合
☒ 口座振替を希望する → ☒ 徴収金届出口座を利用する

2. 徴収金届出口座以外を利用する場合
☒ 口座振替を希望する → ☒ 就学援助届出口座を利用する

※2 の場合は「口座振替申出書」の提出が必要です。
用紙はお配りしておりませんので、必要な場合は学校までご連絡ください。
（在校生で口座に変更のない方は不要です。）

新入生に関わる注意点

◆新1年生のみ「入学準備補助金」が支給されます。（定額 47,400 円。4 月 1 日付認定者に限る。ただし生活保護世帯は除く。）

※就学援助費の「入学準備補助金」は領収書の提出が不要になりました。

ただし、特別支援教育就学奨励費の「新入学児童生徒用品・通学用品購入費」は領収書の提出が必要ですので、申請予定の方は保管しておいてください。

◆新1年生について、早期1で申請された方で、新1年生以外に中学校に在籍するきょうだいについては、早期1の申請書類を使用し早期2として取り扱います。申請書を新たに提出していただく必要はありません。

提出先及びお問合せについて

◆提出については、保護者の方による持参、または郵送でお願いします。

※保護者の方が持参される場合は、押印漏れや訂正に備えて印鑑もお持ちください。

提出先：大阪市立淀川中学校 事務室 ☎06-6928-0001
〒534-0001 大阪市都島区毛馬町 3-5-12

※申請書類を受付けた際には、受領書を発行させていただきます。郵送による申請書提出の場合、10日を経過しても受領書が届かない場合は、学校までご連絡ください。

<問い合わせ先>

大阪市立淀川中学校 事務室 （☎06-6928-0001）

教育委員会事務局就学援助グループ （☎06-6115-7653）